

# 丹波山村

## 第4次障害者計画及び 第7期障害福祉計画・ 第3期障害児福祉計画



令和6年 3月  
丹波山村

# 目 次

総 論 .....	1
第1章 計画策定の基本的考え方 .....	2
1. 計画策定の背景・趣旨 .....	2
2. 計画の位置付け .....	4
3. 計画の期間 .....	5
4. 対象とする障害のある人 .....	5
5. 計画策定にむけた国の指針 .....	5
第2章 丹波山村の障害者を取り巻く現状と課題 .....	8
1. 統計データからみる丹波山村の現状 .....	8
2. 福祉サービスの利用状況 .....	14
3. 成果目標の実績状況 .....	18
4. 第3次障害者計画の取り組み評価 .....	22
5. 本村の障害者を取り巻く現状と課題のまとめ .....	23
第3章 計画の基本的な方向性 .....	24
1. 基本理念 .....	24
2. 計画の基本的方向性 .....	24
3. 施策の体系 .....	25
各論Ⅰ：第4次障害者計画 .....	26
第1章 計画の施策体系 .....	27
第2章 施策の展開 .....	28
1. 基本目標1の施策展開 .....	28
2. 基本目標2の施策展開 .....	32
3. 基本目標3の施策展開 .....	34
各論Ⅱ：第7期障害福祉計画・ .....	37
第3期障害児福祉計画 .....	37
第1章 令和8年度の成果目標 .....	38
1. 国の指針に基づく丹波山村の成果目標 .....	38
第2章 障害福祉サービス等の見込量と方策 .....	46
1. 訪問系サービス .....	46
2. 日中活動系サービス .....	47
3. 居住系サービス .....	50
4. 地域生活支援拠点等 .....	50
5. 相談支援 .....	51
6. 発達障害者等支援 .....	52
7. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 .....	53

8. 相談支援体制の充実・強化等に関する活動指標 .....	54
9. 障害福祉サービス等の質の向上に関する活動指標 .....	55
<b>第3章 障害児福祉サービス等の見込量と方策 .....</b>	<b>56</b>
1. 通所・訪問系サービス .....	56
2. 相談支援等 .....	57
<b>第4章 地域生活支援事業の推進 .....</b>	<b>58</b>
1. 地域生活支援事業の概要 .....	58
2. 必須事業 .....	58
<b>各論Ⅲ:計画の推進にあたって .....</b>	<b>61</b>
<b>第1章 計画の推進体制等について .....</b>	<b>62</b>
1. 総合的な取り組みの推進 .....	62
2. 地域における住民・関係団体との連携 .....	62
3. 国・県・近隣市町村との連携 .....	62
4. 計画達成状況の点検及び評価 .....	62

# 総論

# 第1章 計画策定の基本的考え方

## 1. 計画策定の背景・趣旨

本村では、令和3年に「丹波山村第3次障害者計画及び第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」を策定し、「障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」を目指す基本理念のもと、障害者施策を進めてきました。

近年我が国では、障害のある人の高齢化や障害の重度化が進む中、障害福祉サービスのニーズはますます複雑多様化・高度化しており、全ての障害のある人が地域で安心して生活できるよう、それぞれに合った適正な支援やきめ細やかな対応が求められています。

また、令和3年には「合理的配慮の不提供の禁止」において、民間事業者の努力義務が法的義務になること等を定める「改正障害者差別解消法」が施行される等、障害者基本法の理念にのっとり、障害の有無によって分け隔てられることなく、障害のある人もない人も相互に人格と個性を尊重し合い、共に支え合いながら暮らすことができる地域づくりが重要となっています。さらに、令和3年の「医療的ケア児支援法」の成立、令和6年に施行が予定されている「障害者総合支援法」の改正等、障害のある人が自ら望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の充実や、当事者家族支援の充実等、地域社会の理解と協力を得るための取り組みが進められています。

このような状況の中、本村では、「丹波山村第3次障害者計画及び第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」がいずれも令和5年度をもって計画期間を終了することから、国の制度改正の方向や障害者の動向、計画の進捗状況等を踏まえた計画の見直しを行い、本村の障害者施策を推進するため、新たに「丹波山村第4次障害者計画及び第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画」を策定します。

【近年の国の主な動向】

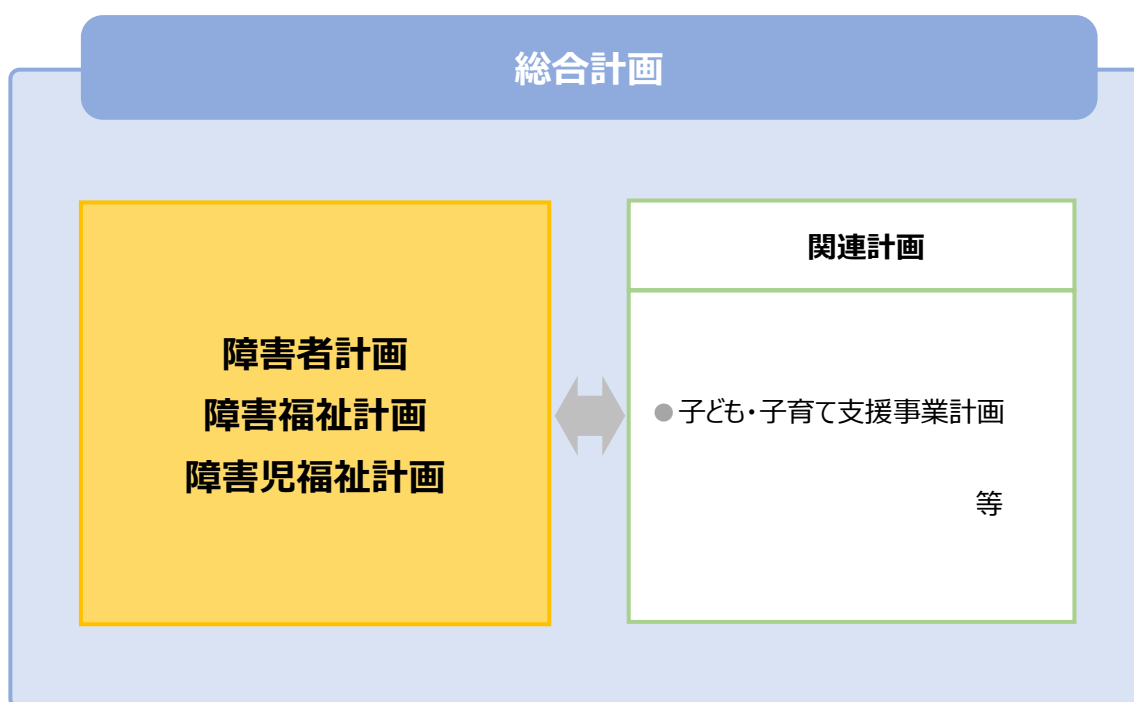
時期	法律・制度	概要
平成 30 年	第 4 次障害者基本計画の策定	・ 社会のバリア（社会的障壁）除去をより強力に推進する方向性を示す
	【改正】障害者総合支援法及び児童福祉法の施行	・ 障害者の望む地域生活の支援や障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応を示す
	障害者文化芸術推進法の施行	・ 障害のある人が、文化芸術を鑑賞・参加・創造できるための環境整備や、そのための支援を促進
令和元年	読書バリアフリー法の施行	・ 障害の有無に関わらず全ての市民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を受けられるよう、視覚障害者等の読書環境の整備を総合的・計画的に推進
令和 2 年	【改正】障害者雇用促進法の施行	・ 障害者活躍推進計画策定を義務化（地方公共団体）等
令和 3 年	医療的ケア児支援法の施行	・ 医療的ケア児の日常生活・社会生活を社会全体で支援するための地方公共団体の責務の明記や支援センターの設置の促進等
	障害者差別解消法の改正（令和 6 年施行予定）	・ 努力義務であった民間事業者の合理的配慮の提供が法改正により義務化等
	地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律の施行	・ 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援（重層的支援体制の整備）
令和 4 年	障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の施行	・ 障害のある人が障害の種類や程度にあったコミュニケーション手段を選択できるようにすることを規定
	障害者総合支援法等の一括改正（令和 6 年施行予定）	・ 障害者総合支援法施行後 3 年の見直しにあたり、施設入所者の削減と地域移行に向けた取り組みの一層の推進等が盛り込まれる
令和 5 年	第 5 次障害者基本計画の策定	・ 障害者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できる支援等を示す

## 2. 計画の位置付け

障害者計画は、障害者基本法第 11 条第 3 項に基づく市町村障害者計画であり、国の障害者基本計画に基づき、障害のある人のための施策に関する基本的な考え方や方向性を定めるためのものです。

障害福祉計画と障害児福祉計画は、障害者総合支援法第 88 条の 1 に基づく「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法第 33 条の 20 に基づく「市町村障害児福祉計画」として策定するものであり、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下、「国の基本指針」）に即して、本村における障害福祉サービスと障害児サービスに係るサービス見込み量及びその確保方策について定めるものとなります。

また、本計画は、「総合計画」を上位計画として位置付けるとともに、「子ども・子育て支援事業計画」等その他の各種関連計画との整合を図ります。



### 3. 計画の期間

本計画の期間は、「第4次障害者計画」は令和11年度までの6年間、「第7期障害福祉計画」及び「第3期障害児福祉計画」は令和8年度までの3か年とします。

また、国や山梨県の行政施策の動向、社会経済情勢等の変化を見極めながら、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
障害者計画	第4次（令和6年度～令和11年度）					
障害福祉計画	第7期（令和6年度～令和8年度）			第8期（令和9年度～令和11年度）		
障害児福祉計画	第3期（令和6年度～令和8年度）			第4期（令和9年度～令和11年度）		

### 4. 対象とする障害のある人

本計画が対象とする障害のある人とは、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）、その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある人であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にある人をいいます。

### 5. 計画策定にむけた国の指針

#### 1) 障害者基本計画（第5次）について

令和5年3月に策定された国の「障害者基本計画（第5次）」では、障害者を、必要な支援を受けながら、自己決定に基づき社会に参加する主体として捉え、障害者が自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援するとともに、障害者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的な障壁を除去することが計画の基本理念として明記されています。



## 【障害者基本計画を通じて実現を目指すべき社会】

- 「一人ひとりの命の重さは障害の有無によって少しも変わることはない」という当たり前の価値観を国民全体で共有できる共生社会
- 「誰一人取り残さない」というSDGsの理念とも軌を一にした、障害の有無にかかわらず国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う社会
- デジタルの活用により、国民一人ひとりの特性やニーズ、希望に即したサービスを選ぶことができ、障害の有無にかかわらず多様な幸せが実現できる社会
- 障害者施策が国民の安全・安心や社会経済の進歩につながるしなやかで豊かな社会

## 2) 第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画について

本計画に係る国の新たな基本指針については、主に以下の点の見直しが示されています。

### 【基本指針見直しの主な事項（一部抜粋）】

#### 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援

- ・ 重度障害者等への支援に係る記載の拡充
- ・ 障害者総合支援法の改正による地域生活支援拠点等の整備の努力義務化等を踏まえた見直し

#### 福祉施設から一般就労への移行等

- ・ 一般就労への移行及び定着に係る目標値の設定
- ・ 一般就労中の就労系障害福祉サービスの一時利用に係る記載の追記

#### 障害児のサービス提供体制の計画的な構築

- ・ 児童発達支援センターの機能強化と地域の体制整備
- ・ 障害児入所施設からの移行調整の取り組みの推進
- ・ 医療的ケア児等支援法の施行による医療的ケア児等に対する支援体制の充実
- ・ 聴覚障害児への早期支援の推進の拡充

#### 発達障害者等支援の一層の充実

- ・ パアレントトレーニング等プログラム実施者養成の推進
- ・ 発達障害者地域支援マネージャーによる困難事例に対する助言等の推進

#### 地域における相談支援体制の充実強化

- ・ 基幹相談支援センターの設置等の推進
- ・ 協議会の活性化に向けた成果目標の新設

### 障害者等に対する虐待の防止

- ・自治体による障害者虐待への組織的な対応の徹底
- ・精神障害者に対する虐待の防止に係る記載の新設

### 「地域共生社会」の実現に向けた取り組み

- ・社会福祉法に基づく地域福祉計画等との連携や、市町村による包括的な支援体制の構築の推進に係る記載の新設

### 障害福祉人材の確保・定着

- ・ICTの導入等による事務負担の軽減等に係る記載の新設
- ・相談支援専門員及びサービス管理責任者等の研修修了者数等を活動指標に追加

### よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害（児）福祉計画の策定

- ・障害福祉DBの活用等による計画策定の推進
- ・市町村内のより細かな地域単位や重度障害者等のニーズ把握の推進

### 障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進

- ・障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進に係る記載の新設

資料：厚生労働省「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」改正後概要

## 第2章

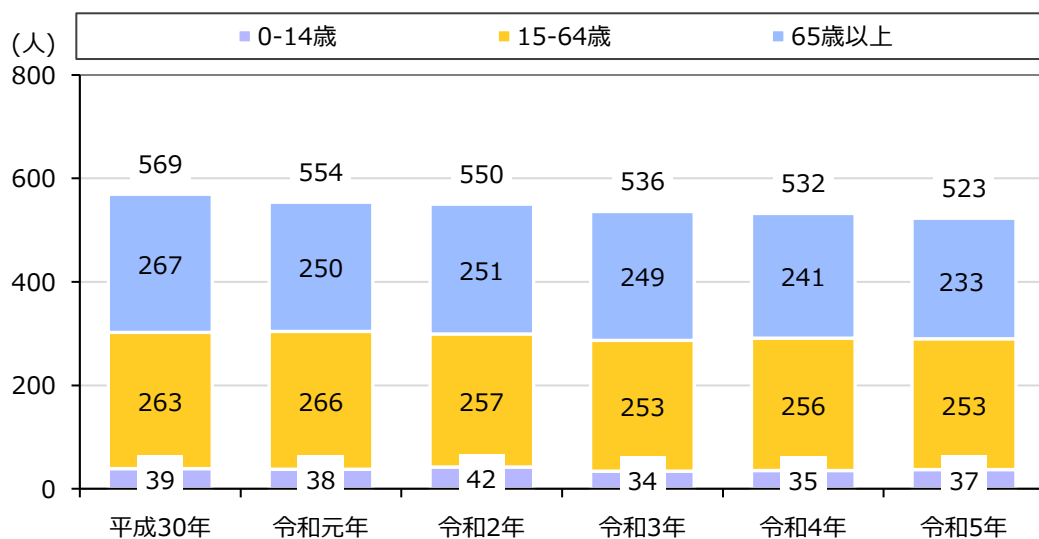
# 丹波山村の障害者を取り巻く現状と課題

### 1. 統計データからみる丹波山村の現状

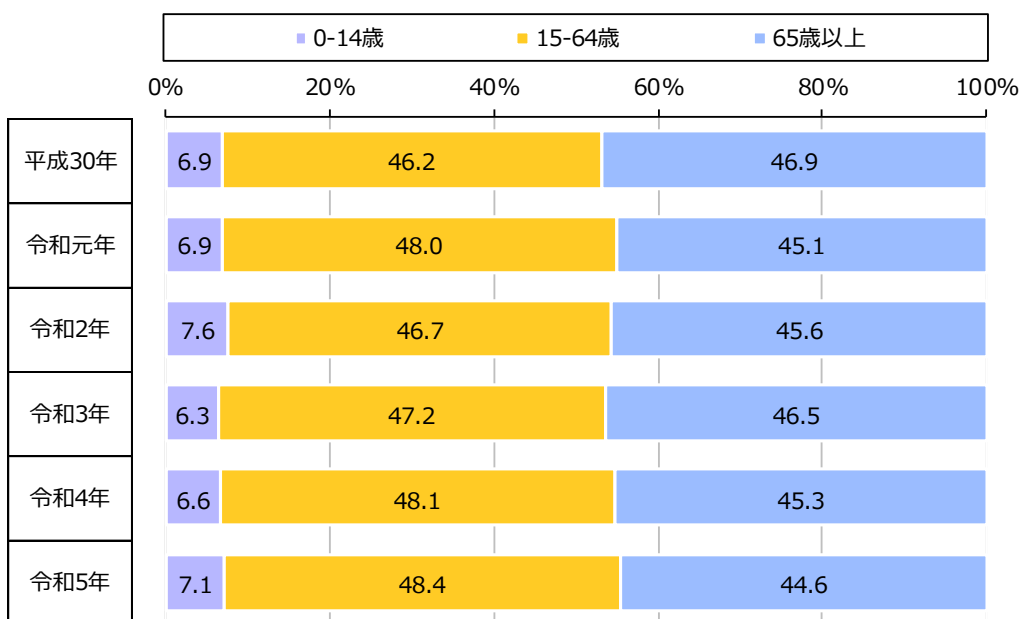
#### 1) 総人口と年齢3区分別人口の推移

本村における総人口の推移をみると、総人口では減少しており、令和5年では523人となっています。65歳以上の高齢者人口は令和3年以降減少し、令和5年では233人で、高齢化率は44.6%となっています。

【総人口と年齢3区分別人口の推移】



【年齢3区分別人口の割合の推移】



資料：住民基本台帳（各年9月末日）

## 2) 障害者手帳別所持者数の推移

障害者手帳所持者全数の推移をみると、令和5年では前年と比べ増加し29人となっています。

また、障害者手帳別所持者数で最も多い身体障害者手帳所持者数の推移をみると、令和5年では前年と比べ増加し22人となっています。次いで多い精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移をみると、令和5年では前年と比べ増加し5人となっています。また、療育手帳所持者数の推移をみると、令和4年以降横ばいが続き、令和5年では2人となっています。

【障害者手帳別所持者数の推移】

単位：人

	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
身体障害者手帳所持者	20	25	18	22	20	22
療育手帳所持者	5	6	6	2	2	2
精神障害者保健福祉手帳所持者	3	3	4	4	4	5
合計	28	34	28	28	26	29

資料：障害者手帳交付者台帳（各年4月1日）

## 3) 等級別等身体障害者手帳所持者数の推移

等級別身体障害者手帳所持者数の推移をみると、4級が最も多く、令和5年では前年と比べ増加し8人となっています。次いで1級が多く、令和3年以降増加し令和5年では7人となっています。また重度（1、2級）の障害者は、令和5年では10人で、全体に占める割合は45.5%となっています。

【等級別身体障害者手帳所持者数の推移】

単位：人

	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
1級	3	4	3	5	6	7
2級	3	3	2	3	3	3
3級	4	4	3	3	2	1
4級	8	12	8	8	6	8
5級	2	2	2	3	3	3
6級	0	0	0	0	0	0
合計	20	25	18	22	20	22

資料：身体障害者手帳交付者台帳（各年4月1日）

障害種別の推移をみると、内部機能障害が最も多く、令和5年では前年と比べ増加し11人となっています。次いで肢体不自由が多く、令和5年では前年と同様8人となっています。

【障害種別身体障害者手帳所持者数の推移】

単位：人

	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
視覚障害	1	2	1	2	2	2
聴覚・平衡機能障害	1	1	0	0	0	1
音声・言語・そしやく機能障害	1	1	1	1	1	0
肢体不自由	8	10	7	9	8	8
内部機能障害	9	11	9	10	9	11
合計	20	25	18	22	20	22

資料：身体障害者手帳交付者台帳（各年4月1日）

年齢別の推移をみると、18歳未満は0人の状態が続いており、18歳以上では令和5年に前年と比べ増加し22人となっています。

【年齢別身体障害者手帳所持者数の推移】

単位：人

	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
18歳未満	0	0	0	0	0	0
18歳以上	20	25	18	22	20	22
合計	20	25	18	22	20	22

資料：身体障害者手帳交付者台帳（各年4月1日）

#### 4) 年齢別・障害程度別療育手帳所持者数の推移

年齢別・障害程度別療育手帳所持者数の推移をみると、18歳未満では令和2年以降横ばいで、重度（A）が0人、中軽度（B）が1人となっています。18歳以上では令和4年以降横ばいで、重度（A）が1人、中軽度（B）が0人となっています。

【年齢・障害程度別身体障害者手帳所持者数の推移】

単位：人

		平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
18歳未満	重度（A）	0	0	0	0	0	0
	中軽度（B）	0	1	1	1	1	1
18歳以上	重度（A）	3	3	3	1	1	1
	中軽度（B）	2	2	2	0	0	0
合計		5	6	6	2	2	2

資料：療育手帳交付台帳（各年4月1日）

## 5) 等級別等精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移をみると、2級が最も多く、令和5年では前年と比べ増加し4人となっています。次いで1級が多く、近年1人での横ばいが続いています。

### 【等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移】

単位：人

	平成 30 年	平成 31 年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
1 級	1	1	1	1	1	1
2 級	2	2	3	3	3	4
3 級	0	0	0	0	0	0
合 計	3	3	4	4	4	5

資料：精神障害者保健福祉手帳交付台帳（各年4月1日）

年齢別の推移をみると、18歳未満は0人の状態が続いており、18歳以上では令和5年に前年と比べ増加し5人となっています。

### 【年齢別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移】

単位：人

	平成 30 年	平成 31 年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
18 歳未満	0	0	0	0	0	0
18 歳以上	3	3	4	4	4	5
合 計	3	3	4	4	4	5

資料：精神障害者保健福祉手帳交付台帳（各年4月1日）

自立支援医療（精神通院医療）受給者数の推移をみると、近年増加傾向がみられ、令和5年では7人となっています。

### 【自立支援医療（精神通院医療）受給者数の推移】

単位：人

	平成 30 年	平成 31 年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
自立支援医療 （精神通院医 療）受給者数	3	3	4	4	5	7

資料：精神障害者保健福祉手帳交付台帳（各年4月1日）

## 6) 難病患者（特殊疾病認定患者）数の推移

難病患者（特殊疾病認定患者）数の推移をみると、令和3年以降概ね横ばいで、令和5年では6人となっています。

【難病患者（特殊疾病認定患者）数の推移】

単位：人

	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
難病患者 （特殊疾病認定 患者）数	-	-	-	6	7	6

資料：丹波山村資料（各年4月1日）

## 7) 保育所・小学校・中学校における園児・児童・生徒数と障害児数の推移

保育所・小学校・中学校における障害児数の推移をみると、いずれも近年0人の状態で推移しています。

【保育所における園児数と障害児数の推移】

単位：人

		平成 30 年	平成 31 年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
在園児数	3歳未満	2	6	5	2	1	3
	3歳	1	2	5	2	3	0
	4歳以上	4	4	3	7	6	5
	合計	7	12	13	11	10	8
障害児数		0	0	0	0	0	0
加配保育士数		0	0	0	0	0	0

【小学校（1校）における児童数と障害児数の推移】

単位：人

		平成 30 年	平成 31 年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
普通学級	1年生	3	1	3	2	1	4
	2年生	2	3	1	3	3	2
	3年生	1	2	2	2	2	4
	4年生	2	1	2	2	1	2
	5年生	3	1	1	2	2	1
	6年生	3	3	1	1	1	1
	合計	14	11	10	12	10	14
特別支援学級		0	0	0	0	0	0

【中学校（1校）における生徒数と障害児数の推移】

単位：人

		平成 30 年	平成 31 年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
普通学級	1年生	4	4	3	2	2	3
	2年生	4	4	4	5	2	2
	3年生	5	4	5	5	5	1
	合計	13	12	12	12	9	6
特別支援学級		0	1	1	0	0	0

資料：丹波山村資料（各年4月1日）



## 2. 福祉サービスの利用状況

利用実績があるサービスまたは計画値が「0」以外のサービスをみると、以下の通りとなっています。

### 1) 障害福祉サービス

#### (1) 訪問系サービス

訪問系サービスについては、令和3年度以降、利用者数と延利用日数がともに計画値を上回り、月間1人の利用と2時間の延利用時間で推移しています。

※令和5年度は見込み値（以下同様）

		令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
○居宅介護 ○重度訪問介護 ○同行援護○行動援護 ○重度障害者等包括支援	利用者数 (人/月)	計画値		0	0	0
		実績値	0	0	1	1
	延利用 時間 (時間/月)	計画値		0	0	0
		実績値	0	0	2	2

※時間/月＝月間の利用実人数×1人1か月当たりの平均利用時間(以下同様)

#### (2) 日中活動系サービス

生活介護については、令和3年度以降、利用者数と延利用日数がともに値を上回り、月間5人の利用と110人日の延利用日数で推移しています。

就労移行支援については、令和3年度以降、計画値を下回り、利用者はいませんでした。

		令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
○生活介護	利用者数 (人/月)	計画値		4	4	4
		実績値	4	4	5	5
	延利用 日数 (人日/月)	計画値		88	88	88
		実績値	88	88	110	110
○就労移行支援	利用者数 (人/月)	計画値		1	1	1
		実績値	0	1	0	0
	延利用 日数 (人日/月)	計画値		22	22	22
		実績値	0	22	0	0

※人日/月＝月間の利用実人数×1人1か月当たりの平均利用日数(以下同様)

就労継続支援（B型）については、令和3年度以降、利用者数が計画値を上回り、月間2人で推移しています。延利用日数では計画値どおり、月間22人日で推移しています。

			令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
○就労継続支援(B型)	利用者数 (人/月)	計画値			1	1	1
		実績値	1	1	2	2	2
	延利用 日数 (人日/月)	計画値			22	22	22
		実績値	12	22	22	22	22

### (3) 住宅系サービス

共同生活援助については、令和3年度以降計画値どおり、月間5人の利用で推移しています。

施設入所支援については、令和3年度以降計画値を下回り、月間1人の利用で推移しています。

			令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
○共同生活援助	利用者数 (人/月)	計画値			5	5	5
		実績値	5	5	5	5	5
○施設入所支援	利用者数 (人/月)	計画値			2	2	2
		実績値	2	2	1	1	1

### (4) 地域生活支援拠点等

地域生活支援拠点等の機能の充実に向けた検証及び検討については、令和3年度以降計画値を下回り、検証及び検討の実施はありませんでした。

			令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
○地域生活支援拠点等の機能の充実に向けた検証及び検討	実施回数 (回/年)	計画値			1	1	1
		実績値	0	1	0	0	0

## (5) 相談支援サービス

計画相談支援については、令和3年度以降計画値を上回り、月間6人の利用で推移しています。

地域移行支援については、令和3年度以降計画値を下回り、利用者はいませんでした。

		令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
○計画相談支援	利用者数 (人/月)	計画値			5	5
		実績値	4	5	6	6
○地域移行支援	利用者数 (人/月)	計画値			1	1
		実績値	1	1	0	0

## (6) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

### ① 保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置

協議の場の開催については、令和3年度以降計画値通りで、年1回の開催を行いました。

保健、医療、福祉、介護等の関係者の参画については、令和3年度以降計画値を上回り、年25人の参加で推移しました。

協議の場における目標の設定状況については、令和3～4年度では実施されませんでした。令和5年度では計画値を上回り10項目の設定を行いました。

協議の場における評価の実施状況については、令和3～4年度では実施されませんでした。令和5年度では計画値通り年1回の評価を行いました。

		令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
○協議の場の開催	開催回数 (回/年)	計画値			1	1
		実績値	0	1	1	1
○保健、医療(※)、 福祉、介護等の関係 者の参画	参加者数 (人/年)	計画値			3	3
		実績値	2	2	25	25
(内訳 保健)	参加者数 (人/年)	計画値			2	2
		実績値	1	1	0	0
(内訳 介護)	参加者数 (人/年)	計画値			1	1
		実績値	1	1	0	0
○協議の場における目標 の設定状況	設定数 (項目/年)	計画値			1	1
		実績値	0	1	0	0
○協議の場における評価 の実施状況	実施回数 (回/年)	計画値			1	1
		実績値	0	1	0	0

※精神科医療機関、精神科以外の医療機関別

## ② 精神障害者における障害福祉サービス種別の利用

共同生活援助については、令和3年度以降計画値を上回り、月間1人の利用で推移しています。

			令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
○共同生活援助	利用者数 (人/月)	計画値			1	1	1
		実績値	1	1	1	1	1

## (7) 障害福祉サービス等の質の向上に関する活動指標

研修への市町村職員の参加については、令和3年度以降では、令和3年度と令和5年度では計画値どおり、年1人の参加でしたが、令和4年度では職員の参加はありませんでした。

			令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
○都道府県が実施する 障害福祉サービス等に 係る研修への市町村 職員の参加	参加者数 (人/年)	計画値			1	1	1
		実績値	1	1	1	0	1

### 3. 成果目標の実績状況

目標値として「0」以外の数値がある成果目標をみると、以下の通りとなっています。

#### 1) 福祉施設から地域生活への移行促進

施設入所者の中で地域生活への移行者はいませんでした。

【本村における成果目標】

項目		計画値	実績値	考え方
令和元年度末時点の施設入所者数		-	3人	○令和元年度末時点の施設入所者数（A）
令和5年度末	施設入所者	2人	3人	○令和5年度末時点の施設入所者数（B）
	【目標値】 地域生活移行者数	1人	0人	○施設入所からグループホーム、一般住宅等へ移行した者の数（C）
		33.3%	0.0%	○地域移行の割合（ $C/A \times 100$ ）
	【目標値】 入所者数削減見込	1人	0人	○入所者数削減見込（ $D = A - B$ ）
	33.3%	0.0%	○削減割合（ $D/A \times 100$ ）	

#### 2) 地域生活支援拠点等における機能の充実

地域生活支援拠点等の確保については、未整備となっています。

【本村における成果目標】

項目	計画値	実績値	考え方
地域生活支援拠点等の確保と運用検証	1カ所 (圏域設置)	0カ所 (圏域設置)	○令和5年度末の地域生活支援拠点の確保

#### 3) 福祉施設から一般就労への移行等

##### ① 福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、令和5年度中に一般就労に移行する者

福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等を通じた一般就労移行者はいませんでした。

【本村における成果目標】

項目	計画値	実績値	考え方
令和元年度末時点の施設入所者数	0人	0人	○令和元年度末時点の施設入所者数（A）
【目標値】 令和5年度の一般就労移行者数	1人	0人	○令和5年度において就労移行支援事業等を通じて、一般就労する者の数（B）
	-倍	-倍	○倍率（ $B/A$ ）

## ② 就労継続支援B型を通じた一般就労移行者数

就労継続支援B型を通じた一般就労移行者はいませんでした。

【本村における成果目標】

項目	計画値	実績値	考え方
令和元年度の就労継続支援B型を通じた一般就労移行者数	0人	0人	○令和元年度において就労継続支援B型を通じ、一般就労した者の数(A)
【目標値】 令和5年度の就労継続支援B型を通じた一般就労移行者数	1人	0人	○令和5年度において就労継続支援B型を通じ、一般就労する者の数(B)
	-倍	-倍	○倍率(B/A)

## 4) 児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

### ① 児童発達支援センター設置数

児童発達支援センターの設置については、未整備となっています。

【本村における成果目標】

項目	計画値	実績値	考え方
令和元年度末時点の児童発達支援センターの設置状況	0カ所	0カ所	○令和元年度末の児童発達支援センターの設置数
【目標値】 令和5年度末時点の児童発達支援センターの設置状況	1カ所	0カ所	○令和5年度末の児童発達支援センターの設置数
うち圏域で設置する場合	1カ所	0カ所	○令和5年度末の児童発達支援センターの設置数のうち圏域で設置する場合

### ② 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築

保育所等訪問支援体制の構築については、圏域に1カ所整備しました。

【本村における成果目標】

項目	計画値	実績値	考え方
令和元年度末時点の保育所等訪問支援体制の構築	0カ所	0カ所	○令和元年度末の保育所等訪問支援体制の構築数
【目標値】 令和5年度末時点の保育所等訪問支援体制の構築	1カ所	1カ所	○令和5年度末の保育所等訪問支援体制の構築数
うち圏域で設置する場合	1カ所	1カ所	○令和5年度末の保育所等訪問支援体制の構築数のうち圏域で設置する場合

## 5) 重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

### ① 児童発達支援事業所

児童発達支援事業所数については、未整備となっています。

【本村における成果目標】

項目	計画値	実績値	考え方
令和元年度末時点の児童発達支援事業所数	0カ所	0カ所	○令和元年度末の児童発達支援事業所数
【目標値】 令和5年度時点の児童発達支援事業所数	1カ所	0カ所	○令和5年度末の児童発達支援事業所数
うち圏域で設置する場合	1カ所	0カ所	○令和5年度末の児童発達支援事業所数のうち圏域で設置する場合

### ② 放課後等デイサービス事業所

放課後等デイサービス事業所については、計画値を上回り、圏域に2カ所整備しました。

【本村における成果目標】

項目	計画値	実績値	考え方
令和元年度末時点の放課後等デイサービス事業所数	0カ所	0カ所	○令和元年度末の放課後等デイサービス事業所数
【目標値】 令和5年度末時点の放課後等デイサービス事業所数	1カ所	2カ所	○令和5年度末の放課後等デイサービス事業所数
うち圏域で設置する場合	1カ所	2カ所	○令和5年度末の放課後等デイサービス事業所数のうち圏域で設置する場合

## 6) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場

医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場については、村内及び圏域に1カ所整備しました。

【本村における成果目標】

項目	計画値	実績値	考え方
令和5年度末時点の協議の場	0カ所	1カ所	○令和5年度末の市町村における保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場の設置状況
令和5年度末時点の圏域での協議の場	1カ所	1カ所	○令和5年度末時点の圏域での協議の場

## 7) 相談支援体制の充実・強化等

相談支援の協議の場については、村内に1カ所整備しました。

【本村における成果目標】

項目	計画値	実績値	考え方
令和5年度末時点の圏域での協議の場	1カ所	1カ所	○令和5年度末の市町村における総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制の確保状況

## 8) 障害福祉サービス等の「質の向上を図るための取り組み」に係る体制の構築

研修参加を促す取り組みについては、1人の研修参加を行いました。

【本村における成果目標】

項目	計画値	実績値	考え方
研修参加を促す取り組み	1人	1人	○障害福祉サービス等に係る各種研修の活用



## 4. 第3次障害者計画の取り組み評価

本村では、「第3次障害者計画」に掲載されている個別事業について庁内調査による事業評価を行い、主に以下のものが挙げられました（主な実績と課題のみ記載）。

### 1) 基本目標1：誰もが暮らしやすいまちをつくるために

主な実績	<ul style="list-style-type: none"><li>○ポスター等の設置を行い、障害者に対する理解促進に取り組む。</li><li>○県や事業所からのチラシを設置し、ボランティア活動に関する情報提供を行う。</li><li>○成年後見制度の窓口の周知を行う。</li><li>○避難行動要支援者台帳を整備するとともに、毎年防災訓練を実施。</li><li>○緊急通報システムを利用できるよう業者と契約を行うとともに、公報で周知を行う。</li><li>○ユニバーサルデザインの推進に向け、新庁舎にて多目的トイレ・エレベーターや障害者用駐車場を設置。</li></ul>
主な課題	<ul style="list-style-type: none"><li>○ボランティア活動について、村内で活動をする場がないことが課題。</li><li>○新たな人材の発掘・育成について、社会福祉協議会で働く職員の人材不足が課題。</li><li>○成年後見制度の対象者が出た場合の対応が課題。</li><li>○緊急通報システムの利用者がいないため、十分な周知につながらず、緊急時に十分な対応ができるかが課題。</li></ul>

### 2) 基本目標2：生まれ育ち住み慣れたまちで暮らすために

主な実績	<ul style="list-style-type: none"><li>○相談支援に向け、窓口の周知やポスターの設置等情報提供を行う。</li><li>○定期的な乳幼児健診とともに、毎年特定健診を実施。</li></ul>
主な課題	<ul style="list-style-type: none"><li>○相談支援に向け、適切に対応できる体制が十分でないことが課題。</li></ul>

### 3) 基本目標3：自らの力を高め地域でいきいきと活動するために

主な実績	<p>※障害児教育の対象者や雇用を希望する対象者がいなかったことに加え、コロナ禍であったことから、主な取り組みはありませんでした。</p>
主な課題	<ul style="list-style-type: none"><li>○就学前教育や教育支援について、事例が少ないため、事案が発生した際の対応が課題。</li></ul>

## 5. 本村の障害者を取り巻く現状と課題のまとめ

本村の総人口は減少傾向が続き、令和5年では523人となっており、65歳以上の高齢者が占める高齢化率は44.6%という状況となっています。

また、障害者手帳所持者の全数は令和3年以降30人を下回り、障害児では平成31年以降1人の状態で推移しています。

本村では、このような人口減少が進む超高齢社会を迎えている状況の中、限られた人的資源等によって、障害のある人及びその家族の地域生活の基盤を維持しています。

現行計画における目標値の達成状況については、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を村内及び圏域に1ヵ所整備した他、相談支援の協議の場を村内に1ヵ所整備する等、徐々にではあるものの、目標に沿った対応ができるよう取り組みを進めています。

また、第3次障害者計画の取り組み評価については、限られた人的資源によって適切に対応ができる体制が十分でないこと等が課題となっており、今後も引き続き、利用対象者とそのニーズの把握等に努め、必要に応じた対応が進められるよう取り組んでいくことが求められています。

## 第3章 計画の基本的な方向性

### 1. 基本理念

「県民誰もが、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指す」という県の掲げる基本理念にのっとり、本村においても障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指します。

### 2. 計画の基本的方向性

本村の基本理念を実現していくために、国の障害者基本計画や基本指針をもとに、以下の4つを基本的な方向性とします。

#### 方向性 1 誰もが相互に人格と個性を尊重し合う環境づくり

障害者差別その他の権利利益を侵害する行為を禁止するとともに、社会的障壁を除去するための合理的配慮が提供されるよう取り組みます。

#### 方向性 2 地域共生社会の実現に向けた取り組みの推進

地域共生社会の実現に向け、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりや制度の縦割りを越えた柔軟なサービスの確保等、包括的な支援体制の構築に取り組みます。

#### 方向性 3 障害者の自己選択と自己決定の尊重

共生社会を実現するため、障害者の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障害者が必要とするサービスやその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図ります。

#### 方向性 4 全ての障害を一元化したサービス・支援の充実

難病患者や発達障害者、高次脳機能障害者も含め、障害者が地域でサービスや支援を受けることができるよう、適正できめ細かい提供体制の充実を図ります。

### 3. 施策の体系

#### 基本理念

障害の有無によって分け隔てられることなく、  
相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指す

#### 計画の基本的方向性

- 方向性1 誰もが相互に人格と個性を尊重し合う環境づくり
- 方向性2 地域共生社会の実現に向けた取り組みの推進
- 方向性3 障害者の自己選択と自己決定の尊重
- 方向性4 全ての障害を一元化したサービス・支援の充実

#### 第4次障害者計画（各論Ⅰ）

- 基本目標1 誰もが暮らしやすいまちをつくるために
- 基本目標2 生まれ育ち住み慣れたまちで暮らすために
- 基本目標3 自らの力を高め地域でいきいきと活動するために

#### 第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画（各論Ⅱ）

- 令和8年度の成果目標
- 指定障害福祉サービス等の活動指標
- 障害児福祉サービスの活動指標
- 地域支援事業の活動指標

**各論 I :**  
**第 4 次障害者計画**

# 第1章 計画の施策体系

## <基本目標>

## <基本施策>

1

誰もが暮らしやすい  
まちをつくるために

1) 相互理解の促進

2) 協働体制の整備

3) 権利擁護の推進

4) 安全・安心の確保

2

生まれ育ち  
住み慣れたまちで  
暮らすために

1) 自己選択・自己決定の支援

2) 障害福祉サービスの充実

3) 保健・医療体制の充実

3

自らの力を高め地域  
でいきいきと活動  
するために

1) 教育の充実

2) 社会参加への支援

## 第2章 施策の展開

### 1. 基本目標1の施策展開

#### 誰もが暮らしやすいまちをつくるために

障害のある人の社会参加を進められるよう、広報・啓発活動や福祉教育を推進し、障害のある人に対する住民の理解を深めるとともに、地域における支え合い・助け合いを促進し、誰もが暮らしやすい地域共生社会の実現を目指します。

また、障害のある人が安心して暮らすことができるよう、障害のある人の権利擁護をはじめ、防犯・防災対策やユニバーサルデザインの推進等、安心・安全の確保を進めます。

#### 基本施策 1) 相互理解の促進

障害のある人もない人も互いに個性と人格を尊重し、助け合い、支え合って生きていく共生社会の実現に向け、相互理解の取り組みを進める必要があります。そのために、障害に関する理解の広報・啓発活動を充実し、村民すべてがお互いを尊重し合い、助け合い・支え合う地域づくりを進めます。

また、障害の有無にかかわらず、お互いの人格と個性を尊重し合う福祉教育の推進に取り組めます。

#### (1) 広報・啓発活動の推進

① 啓発活動の推進	障害や障害のある人に対する理解を促すため、関連団体等との連携により、「障害者週間」や障害福祉に関する制度改正等を周知するポスターの設置等、村民への啓発活動を行います。
② 広報活動の推進	広報紙やホームページ等を活用し、各種福祉サービスに関する情報を提供します。

## (2) 福祉教育の推進

### ① 福祉教育の推進

福祉教育については、コロナ禍期間中に活動ができなかったことから、今後は担当課と連携し、小、中学校等の学校教育や社会教育の場において、障害のある人との交流教育の一層の充実を図るとともに、家庭や地域、職場等の村民の身近な日常生活の中で、障害のある人が抱えている問題や人権、福祉について学べる場の充実に取り組みます。

## 基本施策 2)

## 協働体制の整備

障害のある人が身近な地域で生活を送ることができるよう、ボランティア活動や障害者団体等の活動等への支援を通じて、地域における支え合い・助け合いを促進し、地域共生社会の実現を目指します。

なお本村では、国から示された、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりに向け、社会福祉協議会を中心にボランティア活動の組織化を推進し、障害のある人に対する総合的な福祉の推進体制の強化を図っていることから、協働体制の整備については、社会福祉協議会との連携を基本に、取り組みを進めていきます。

## (1) ボランティア活動の推進

### ① ボランティア活動に関する情報提供

県や事業所から配布されるポスターやチラシ等の情報提供を行い、ボランティア活動の充実を図ります。  
また、村内でボランティア活動をする場がないことから、今後は、社会福祉協議会と連携し、対応の検討を進めます。

## (2) 人材の発掘と育成支援

### ① 新たな人材の発掘・育成

社会福祉協議会を中心に、ボランティア活動を充実させるための組織化を推進していくとともに、新たな人材の発掘・育成を充実します。  
また、社会福祉協議会で働く職員の人材不足が課題となっていることから、今後は、社会福祉協議会と連携し、対応の検討を進めます。



## 基本施策(3)

### 権利擁護の推進

障害のある人への不当な差別や社会的障壁がなくなり、障害のある人の人権が脅かされることのないよう、権利擁護や虐待の防止に向けた体制づくりを進めます。

また、障害のある人の権利を守る制度や相談窓口について、本人や家族、支援者等に対する周知に取り組みます。

#### (1) 成年後見制度等の普及・利用促進

##### ① 制度等の利用促進に向けた啓発と体制整備

判断能力が不十分な知的障害者、精神障害者等の権利を守ることができるよう、成年後見制度や相談窓口等の周知に取り組みます。

また、成年後見制度を利用する対象者が出た場合の対応が課題となっていることから、今後は、三士会の助言等を参考に、制度利用に向けた体制づくりに取り組みます。

#### (2) 虐待の防止・早期発見

##### ① 虐待の防止・早期発見に向けた体制強化

地域による日常的な見守りや、関係機関との連携により、障害のある人に対する虐待防止・早期発見の体制整備に取り組みます。

本村では現在、該当者がいないながら、今後の虐待案件の発生に備え、今後は、自立支援協議会の中で、事例等を参考に、虐待案件の対応に向けた体制づくりに取り組みます。

## 基本施策(4)

### 安全・安心の確保

障害のある人をはじめとする一人で避難することが困難な方は、災害時において特別な配慮が求められるため、日ごろから名簿の作成や地域での連携を強化するとともに、防災訓練や避難誘導等、障害のある人に配慮した防災対策を進めます。

また、障害のある人が犯罪やトラブルに巻き込まれないよう、地域の防犯対策を進めるとともに、公共施設や道路等における障害のある人に配慮した整備等、誰もが利用しやすいように配慮されたユニバーサルデザインの推進に取り組みます。

## (1) 防犯・防災体制の強化

① 地域防犯体制の強化	安全で安心できる村づくりの推進に向け、地域ぐるみで防犯環境の向上や防犯意識の高揚を図ります。
② 避難行動要支援者の把握・支援	災害時に自ら避難することが困難な避難行動要支援者の把握に向け、関係各課と連携し、支援者台帳の作成を行います。 また、今後も引き続き、毎年の防災訓練の実施等、要支援者に対する支援体制の充実に取り組みます。

## (2) 緊急通報体制の整備

① 緊急通報システムの推進	緊急通報システムの対象者の把握や緊急通報システムの貸与等を通じ、障害のある人や高齢者に配慮した緊急時の通報体制の充実に取り組みます。 また、緊急通報システムの利用に向け、第3次計画期間中に業者との契約を行ったものの、利用者がいないことから、公報への記載や利用対象に該当する方への直接の声掛け等による、利用勧奨に取り組みます。
---------------	---

## (3) ユニバーサルデザインの推進

① 福祉の村づくりの推進	本村では第3次計画期間中に、新庁舎での多目的トイレやエレベーターの設置とともに、障害者用駐車場の整備を行ってきました。 今後も引き続き、「山梨県障害者幸住条例」や「バリアフリー新法」に基づき、既存施設のバリアフリー化や新たな施設へのユニバーサルデザインの導入を推進するとともに、障害のある人が地域でのふれあいができる環境の整備に努め、安心して暮らせる「福祉の村づくり」を推進します。
--------------	--

## 2. 基本目標2の施策展開

### 生まれ育ち住み慣れたまちで暮らすために

障害のある人が自らの意思により、住み慣れた地域で必要な障害福祉サービスや保健・医療を受けながら、自立と社会参加を実現できるよう、自己選択・自己決定を支援する相談支援や情報提供をはじめ、障害福祉サービスや保健・医療の提供体制の充実を進めます。

#### 基本施策 1) 自己選択・自己決定の支援

障害のある人が自己選択・自己決定に基づき、希望する生き方・暮らしを実現できるよう、身近な地域で気軽に相談できる相談体制の充実を進めます。

また、適切な支援やサービス利用につなぐことができるよう、関係機関との連携を強化するとともに、様々なサービスや制度についての周知に取り組みます。

#### (1) 相談支援体制の充実

① 相談支援体制の充実	村役場における相談対応や情報提供に取り組むとともに、障害のある人にとって身近に相談できる場所を提供します。 また、相談に対し適切に対応できる体制が十分でないことから、各関係機関等と連携し、相談窓口で総合的な対応ができる体制づくりに取り組みます。
-------------	---

#### (2) 情報提供体制の充実

① 各種広報媒体の活用による情報提供体制の充実	ポスターの設置等を通じ、福祉サービスや新しい制度の情報提供を行います。 また今後は、必要に応じ、村広報紙やホームページ等を活用し、情報提供体制の充実に取り組みます。
-------------------------	---

## 基本施策 2)

### 障害福祉サービスの充実

障害のある人のニーズの把握に努め、地域で自立した生活を送ることができるよう、利用者の希望に沿った福祉サービスを提供するとともに、福祉サービスを担う人材育成等により、福祉サービスの質の向上を進めます。

#### (1) サービス提供体制の充実

① サービス提供体制の充実	障害のある人やその家族の日常生活を支えるため、サービスを必要としている方が適切なサービスを受けることができる体制の充実に取り組みます。 また、担当者が1名のため、事務の引継ぎ等が課題となっていることから、事務が円滑に引き継げるよう書類等の整備に取り組みます。
② サービスの質の向上	サービス提供事業者に向けた研修等を通じてサービスの質の向上に取り組みます。

## 基本施策 3)

### 保健・医療体制の充実

乳幼児期から学童期に至るまでの心身障害や発達の遅れ等について、早期に発見し適切な療育につなげることができるよう、各種健康診査の充実とともに、関係機関との連携を強化した保険相談体制の整備に取り組みます。

#### (1) 障害の早期発見・早期療育の充実

① 早期発見・早期療育体制の充実	乳幼児期における健康診査を充実させ、必要に応じて専門機関につなぐ等、障害の早期発見に取り組みます。
② 保健相談の充実	障害のある人やその保護者からの相談について、村役場の福祉担当や保健師が対応を行います。 また、今後も引き続き、保健所・児童相談所・障害者相談所等の関係機関との連携を強化し、保健相談の支援体制の整備に取り組みます。

## (2) 保健事業の充実

① 各種健康診査・検診の充実	妊婦健康診査や乳幼児健康診査、特定健診等の定期的な実施に取り組みます。 また、多くの人に受診してもらうよう、今後も引き続き、チラシや村の有線テレビ等を通じ、村民への周知強化と受診率の向上に取り組みます。
----------------	--

## 3. 基本目標3の施策展開

### 自らの力を高め地域でいきいきと活動するために

障害のある人が自らの力を高め、地域でいきいきと活動できるよう、障害のある人とな  
い人が共に学び、共に働くことのできる環境整備とともに、生涯学習やスポーツ等の活動  
ができる環境整備を進めます。

#### 基本施策 1)

#### 教育の充実

障害のある人一人ひとりが自分らしく、可能な限り自立した生活を送るためには、社会  
的自立に向けた基盤づくりとして、障害の状況や能力に応じた早期からの一貫した教育・  
支援が重要です。

そのため、関係機関との連携を図り、障害の特性に応じたきめ細やかな保育・教育を行  
うとともに、切れ目のない一貫した相談・支援体制の充実を図ります。

### (1) 就学前教育・相談の充実

① 障害児就学前教育の充実	村内の保育所において、一人ひとりの障害の種類・程 度に応じ、家庭や専門機関との連携を密にした障害児保 育の充実に取り組みます。 本村では現在、対象となる障害児はいませんが、今後 事案が発生した際に、これまでの事例が少なく対応が難 しいことから、自立支援協議会の中で、他の事例等を参 考に、対象者を受け入れる教育体制の整備に取り組みま す。
---------------	--

## (2) 教育支援体制の整備

<p>① 義務教育の充実</p>	<p>障害のある児童・生徒一人ひとりの状況に応じた指導内容や指導体制の整備を図るため、児童相談所等の関係機関との連携を深めながら、特別支援教育の充実に取り組みます。</p> <p>本村では現在、対象となる障害児はいませんが、今後事案が発生した際に、これまでの事例が少なく対応が難しいことから、自立支援協議会の中で、他の事例等を参考に、対象者を受け入れる教育体制の整備に取り組みます。</p>
------------------	---

### 基本施策 2) 社会参加への支援

障害のある人が個性と能力を發揮しながら社会の一員としての社会的・経済的自立を進められるよう、多様な働き方のニーズに対応した雇用機会の確保と就労支援の取り組みを推進します。

また、自分らしい暮らしの実現に向けて、生涯学習、スポーツ・レクリエーション活動等の社会活動や余暇活動への支援を行います。

## (1) 雇用・就労の促進

<p>① 障害のある人の雇用・就労に関する啓発と基盤整備</p>	<p>障害のある人の雇用・就労に関する啓発活動を幅広く実施し、企業や村民等の理解促進に取り組みます。</p> <p>本村では、第3次計画期間中に就労を希望する対象者はなかったものの、今後は、いつ就労希望者が出てきてもよいよう、障害のある人の雇用機会の確保と就労支援に向けた基盤整備に取り組みます。</p>
----------------------------------	--

## (2) 生涯学習・生涯スポーツの振興

① 生涯学習活動の充実	本村では、コロナ禍期間中に活動ができなかったことから、今後は担当課と連携し、芸術文化の高揚を図る行事の実施等の芸術文化に触れる活動の計画・実施に取り組めます。
② スポーツ・レクリエーション活動の充実	本村では、コロナ禍期間中に活動ができなかったことから、今後は担当課と連携し、村民が参加しやすいスポーツイベント等の活動の計画・実施に取り組めます。 また、スポーツ推進委員の研修会参加等により、住民ニーズに対応できる指導体制の充実に取り組めます。

**各論Ⅱ：**  
**第7期障害福祉計画・**  
**第3期障害児福祉計画**



# 第1章 令和8年度の成果目標

## 1. 国の指針に基づく丹波山村の成果目標

### 1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

#### 成果目標の考え方

国の指針	<p>○令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。</p> <p>○令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減することを基本とする。</p> <p>※目標値の設定にあたって、令和5年度末までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を令和8年度末の上記2項目の成果目標割合に加えた割合以上を目標値とする。</p>
本村の方針	<p>○本村においては、国の基本指針や県の方針を踏まえた上で、本村の実績や実状を加味して下記の通り設定します。</p>

#### 本村における成果目標

項目	数値	考え方
令和4年度末時点の施設入所者数	3人	・令和4年度末時点の施設入所者数 (A)
令和8年度末時点の施設入所者数	3人	・令和8年度末時点の施設入所者数見込 (B)
【目標】地域生活への移行者数と地域移行割合	1人	・(A)のうち、令和8年度までに地域生活への移行者数見込 (C)
	33.3%	・地域移行の割合 (C ÷ A) ・令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行
【目標】施設入所者の削減数と地域移行割合	1人	・施設入所者数の削減見込 (A - B = D)
	33.3%	・削減の割合 (D ÷ A) ・令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減

## 2) 地域生活支援拠点等における機能の充実

### 成果目標の考え方

国の指針	<p>○令和8年度末までの間、各市町村または各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進める。また、年1回以上運用状況を検証・検討することを基本とする。</p> <p>○【新規】各市町村または各圏域において、強度行動障害を有する方に関する状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを基本とする。</p>
------	---

本村の方針	<p>○本村においては、地域生活支援拠点を圏域設置することを基本とし、下記の通り設定します。</p>
-------	--

### 本村における成果目標

項目	数値等	考え方
地域生活支援拠点等の整備	1カ所 (圏域設置)	・令和8年度末までの各市町村または各圏域における地域生活支援拠点の確保
効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築状況	有	・令和8年度末までの各市町村または各圏域における効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築
地域生活支援拠点等の運営状況の点検回数	1回/年	・令和8年度末までの地域生活支援拠点等の年1回以上の運営状況の点検
強度行動障害を有する方への支援体制の整備	未整備	・令和8年度末までの強度行動障害を有する方への支援体制の整備

### 3) 福祉施設から一般就労への移行

#### 成果目標の考え方

国の指針	<p>○令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上が、就労移行支援事業等を利用して一般就労へ移行することを基本とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・そのうち、就労移行支援事業による一般就労への移行実績の1.31倍以上とすることを基本とする。</li> <li>・そのうち、就労継続支援A型事業による一般就労への移行実績の1.29倍以上とすることを基本とする。</li> <li>・そのうち、就労継続支援B型事業による一般就労への移行実績の1.28倍以上とすることを基本とする。</li> <li>・【新規】一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とすることを基本とする。</li> </ul> <p>○令和3年度の就労定着支援の利用実績の1.41倍以上とすることを基本とする。</p> <p>○就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の25%以上とすることを基本とする。</p>
------	--

本村の方針	<p>○本村においては、国の基本指針や県の方針を踏まえた上で、本村の実績や実状を加味して下記の通り設定します。</p>
-------	---

#### 本村における成果目標

項目	数値等	考え方
令和3年度の就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数	0人	・令和3年度末時点の一般就労移行者数
うち就労移行支援事業の一般就労移行者数	0人	・令和3年度末時点の一般就労移行者数
うち就労継続支援A型事業の一般就労移行者数	0人	・令和3年度末時点の一般就労移行者数
うち就労継続支援B型事業の一般就労移行者数	0人	・令和3年度末時点の一般就労移行者数

項目	数値等	考え方
【目標】 令和8年度中に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数	0人	・ 令和8年度末時点で福祉施設を退所し、一般就労すると見込まれる人数。令和3年度実績の1.28倍以上。
うち就労移行支援事業の一般就労移行者数	0人	・ 令和3年度実績の1.31倍以上
うち就労継続支援A型事業の一般就労移行者数	0人	・ 令和3年度実績の1.29倍以上
うち就労継続支援B型事業の一般就労移行者数	0人	・ 令和3年度実績の1.28倍以上
一般就労へ移行した者の割合が5割以上の就労移行支援事業者の割合	0%	・ 一般就労へ移行した者の割合において5割以上の就労移行支援事業者が全体の5割以上
一般就労への移行者の就労定着支援事業利用者数	0人	・ 令和3年度の就労定着支援の利用実績の1.41倍以上
就労定着支援事業所の就労定着率	0%	・ 就労定着率において7割以上の事業所を全体の25%以上

## 4) 児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

### 成果目標の考え方

国の指針	<p>○令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村または各圏域に少なくとも1カ所以上設置することを基本とする。また、令和8年度末までに、全ての市町村において、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする。</p> <p>○令和8年度末までに、各市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。</p>
------	---

本村の方針	<p>○本村においては、児童発達支援センターを圏域設置することを基本とし、下記の通り設定します。</p>
-------	--

### 本村における成果目標

項目	数値等	考え方
児童発達支援センターの設置数	1カ所	・令和8年度末の児童発達支援センターの設置数
うち圏域で設置する場合	1カ所	・令和8年度末の児童発達支援センターの設置数のうち圏域で設置する場合
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	1カ所	・令和8年度末の保育所等訪問支援体制の構築数
うち圏域で設置する場合	1カ所	・令和8年度末の保育所等訪問支援体制の構築数のうち圏域で設置する場合

## 5) 重症心身障害児及び医療的ケア児のための支援の充実

### 成果目標の考え方

<p>国の指針</p>	<p>○令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村または各圏域に少なくとも1カ所以上確保することを基本とする。</p> <p>○令和8年度末までに、各市町村または各圏域において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。</p>
<p>本村の方針</p>	<p>○重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所については、国の基本指針や県の方針を踏まえた上で、本村の実績や実状を加味して下記の通り設定します。</p> <p>○医療的ケア児支援のための協議の場については、圏域設置することを基本とし、下記の通り設定します。</p>

### 本村における成果目標

項目	数値等	考え方
重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所数	1カ所	・令和8年度末の重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所数
うち圏域で設置する場合	1カ所	・令和8年度末の重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所数のうち圏域で設置する場合
重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所数	1カ所	・令和8年度末の重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所数
うち圏域で設置する場合	1カ所	・令和8年度末の重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所数のうち圏域で設置する場合
医療的ケア児支援のための協議の場の設置	1カ所	・令和8年度末の医療的ケア児支援のための協議の場の設置数
うち圏域で設置する場合	1カ所	・令和8年度末の医療的ケア児支援のための協議の場の設置数のうち圏域で設置する場合
医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置	0人	・令和8年度末の医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置
うち圏域で設置する場合	0人	・令和8年度末の医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置のうち圏域で設置する場合

## 6) 相談支援体制の充実・強化のための取り組み

### 成果目標の考え方

<p>国の指針</p>	<p>○令和8年度末までに、各市町村または各圏域において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置することを基本とする。</p> <p>○【新規】地域づくりに向けた協議会の機能をより実効性あるものとするため、協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等の取り組みを行うとともに、これらの取り組みを行う体制を確保する。</p>
<p>本村の方針</p>	<p>○本村においては、基幹相談支援センターを圏域設置することを基本とし、下記の通り設定します。</p>

### 本村における成果目標

項目	数値等	考え方
<p>総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制</p>	<p>1カ所</p>	<p>・令和8年度末の総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制の確保数</p>
<p>うち圏域で設置する場合</p>	<p>1カ所</p>	<p>・令和8年度末の総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制の確保数のうち圏域で設置する場合</p>
<p>令和8年度末の地域づくりに向けた協議会の設置</p>	<p>有/無</p>	<p>・令和8年度末の地域づくりに向けた協議会の設置状況</p>
<p>令和8年度末の地域のサービス基盤の開発・改善</p>	<p>有/無</p>	<p>・令和8年度末の地域のサービス基盤の開発・改善状況</p>

## 7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築

### 成果目標の考え方

国の指針	○令和8年度末までに、各都道府県及び各市町村において、サービスの質向上のための体制を構築する。
本村の方針	○本村においては、国の基本指針や県の方針を踏まえた上で、本村の実績や実状を加味して下記の通り設定します。

### 本村における成果目標

項目	数値	考え方
障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに関する研修参加を促す取り組み	1人	・令和8年度末の障害福祉サービス等に係る各種研修へ参加者数
審査エラー内容分析結果を活用した取り組み	0回	・令和8年度末の障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有回数



## 第2章 障害福祉サービス等の見込量と方策

### 1. 訪問系サービス

項目	内容
○居宅介護 (ホームヘルプ)	障害のある人の自宅で、ホームヘルパーが入浴、排せつ、食事、掃除等の介護・援助を行います。
○重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護や、外出時における移動支援等を総合的にを行います。
○同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供(代筆・代読を含む)や、移動の援護等の外出支援を行います。
○行動援護	行動に著しい困難がある人に、行動する際の危険回避に必要な支援や、外出時の移動支援を行います。
○重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に提供します。

#### 【実績値・見込量】

項目	単位	実績値 (令和5年度は実績見込)			見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
○居宅介護 (ホームヘルプ)	利用者数 (人/月)	1	1	1	1	1	1
	延利用時間 (時間/月)	2	2	2	2	2	2
○重度訪問介護	利用者数 (人/月)	0	0	0	0	0	0
	延利用日数 (人日/月)	0	0	0	0	0	0
○同行援護	利用者数 (人/月)	0	0	0	0	0	0
	延利用日数 (人日/月)	0	0	0	0	0	0
○行動援護	利用者数 (人/月)	0	0	0	0	0	0
	延利用日数 (人日/月)	0	0	0	0	0	0
○重度障害者等 包括支援	利用者数 (人/月)	0	0	0	0	0	0
	延利用時間 (時間/月)	0	0	0	0	0	0

【見込量確保の方策】

居宅介護については、現在サービス利用の対象者がいないため1と見込んでいますが、今後ニーズが発生した際には、近隣市町村のサービス提供事業所との連携を図ります。

## 2. 日中活動系サービス

項目	内容
○生活介護	常に介護を必要とする人に対し、昼間に、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。
○自立訓練(機能訓練)	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間、身体機能や生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
○自立訓練(生活訓練)	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

【実績値・見込量】

項目	単位	実績値 (令和5年度は実績見込)			見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
○生活介護	利用者数 (人/月)	5	5	5	5	5	5
	延利用日数 (人日/月)	110	110	110	110	110	110
うち 重度障害者	利用者数 (人/月)	0	0	0	0	0	0
	延利用日数 (人日/月)	0	0	0	0	0	0
○自立訓練 (機能訓練)	利用者数 (人/月)	0	0	0	0	0	0
	延利用日数 (人日/月)	0	0	0	0	0	0
○自立訓練 (生活訓練)	利用者数 (人/月)	0	0	0	0	0	0
	延利用日数 (人日/月)	0	0	0	0	0	0
うち 精神障害者	利用者数 (人/月)	0	0	0	0	0	0
	延利用日数 (人日/月)	0	0	0	0	0	0

項目	内容
○就労選択支援	障害のある人の希望や能力・適正に応じて、就労先の選択への支援(就労アセスメント)を行うとともに、就労後に必要な配慮等を整理し、障害のある人の就労を支援します。
○就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。また、就職後6か月間、職場への定着のために必要な相談やその他必要な支援を行います。
○就労継続支援A型	一般就労が困難な65歳未満の障害のある人に、生産活動の機会の提供等就労に必要な知識や能力の向上のための訓練等、必要な支援を行います。(雇用契約あり)
○就労継続支援B型	一般就労していたものの、心身の状態等により引き続き雇用されることが困難になったり、就労移行支援によっても一般就労に至らなかった障害のある人に、生産活動の機会の提供等就労に必要な知識や能力の向上のための訓練等必要な支援を行います。(雇用契約なし)
○就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て、一般就労へ移行した障害のある人で就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人に、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間にわたり行います。

【実績値・見込量】

項目	単位	実績値 (令和5年度は実績見込)			見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
○就労選択支援	利用者数 (人/月)	0	0	0	0	0	0
	延利用日数 (人日/月)	0	0	0	0	0	0
○就労移行支援	利用者数 (人/月)	0	0	0	0	0	0
	延利用日数 (人日/月)	0	0	0	0	0	0
○就労継続支援 A型	利用者数 (人/月)	0	0	0	0	0	0
	延利用日数 (人日/月)	0	0	0	0	0	0
○就労継続支援 B型	利用者数 (人/月)	2	2	2	2	2	2
	延利用日数 (人日/月)	22	22	22	22	22	22
○就労定着支援	利用者数 (人/月)	0	0	0	0	0	0

項目	内容
○療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護とともに、日常生活の世話をを行います。
○短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合等に、短期間、夜間も含めて施設で、入浴や排せつ、食事の介護等を行います。

#### 【実績値・見込量】

項目	単位	実績値 (令和5年度は実績見込)			見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
○療養介護	利用者数 (人/月)	0	0	0	0	0	0
○短期入所 (福祉型)	利用者数 (人/月)	0	0	0	0	0	0
	延利用日数 (人日/月)	0	0	0	0	0	0
うち 重度障害者	利用者数 (人/月)	0	0	0	0	0	0
	延利用日数 (人日/月)	0	0	0	0	0	0
○短期入所 (医療型)	利用者数 (人/月)	0	0	0	0	0	0
	延利用日数 (人日/月)	0	0	0	0	0	0
うち 重度障害者	利用者数 (人/月)	0	0	0	0	0	0
	延利用日数 (人日/月)	0	0	0	0	0	0

#### 【見込量確保の方策】

サービスを利用している人が今後も継続してサービスを利用できるよう努めます。また、サービスの利用対象者がいない項目については、0と見込んでいますが、今後ニーズが発生した際には、近隣市町村のサービス提供事業所との連携を図ります。

### 3. 居住系サービス

項目	内容
○自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等の利用者が、ひとり暮らしを希望する人に対し、居宅訪問し、家事や体調等を確認し、助言、連絡調整等を行います。
○共同生活援助 (グループホーム)	主に夜間や休日に、共同生活を行う住居で、相談その他日常生活上の援助を行います。
○施設入所支援	障害者支援施設に入所する人に対し、夜間や休日に、入浴や排せつ、食事の介護等の支援を行います。

#### 【実績値・見込量】

項目	単位	実績値 (令和5年度は実績見込)			見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
○自立生活援助	利用者数 (人/月)	0	0	0	0	0	0
○共同生活援助 (グループホーム)	利用者数 (人/月)	5	5	5	5	5	5
うち 重度障害者	利用者数 (人/月)	0	0	0	0	0	0
○施設入所支援	利用者数 (人/月)	0	0	0	0	0	0

※表中の「重度障害者」とは、強度行動障害や高次機能障害を有する方や、医療的ケアを必要とする方等を指します。

#### 【見込量確保の方策】

現在施設に入所している方が、今後も継続してサービスを利用できるよう努めます。また、サービスの利用対象者がいない項目については、0と見込んでいますが、今後ニーズが発生した際には、近隣市町村のサービス提供事業所との連携を図ります。

### 4. 地域生活支援拠点等

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、居住支援のための機能をもつ場所や体制を整備し、障害のある人の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の構築を目指します。

【実績値・見込量】

項目	単位	実績値 (令和5年度は実績見込)			見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
○地域生活支援拠点等の機能の充実に向けた検証及び検討	実施回数(回/年)	1	1	1	1	1	1

【見込量確保の方策】

関係機関と連携し、地域生活支援拠点等の機能の充実に向けた検証環境の整備に取り組めます。

## 5. 相談支援

項目	内容
○計画相談支援	障害のある人の課題の解決や適切なサービス利用のため、サービス等の利用計画の作成を行います。また、一定期間ごとに計画内容の見直しも行います。
○地域移行支援	障害者支援施設や精神科病院に入所・入院している障害のある人に、地域移行支援計画の作成や相談による不安解消をはじめ、外出時の同行支援や住居確保、関係機関との調整等を行います。
○地域定着支援	居宅において単身で生活している障害のある人等を対象に、常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。

【実績値・見込量】

項目	単位	実績値 (令和5年度は実績見込)			見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
○計画相談支援	利用者数(人/月)	6	6	6	6	6	6
○地域移行支援	利用者数(人/月)	0	0	0	0	0	0
うち精神障害者	利用者数(人/月)	0	0	0	0	0	0
○地域定着支援	利用者数(人/月)	0	0	0	0	0	0
うち精神障害者	利用者数(人/月)	0	0	0	0	0	0

#### 【見込量確保の方策】

現在、サービスを利用している人が今後も継続してサービスを利用できるよう努めます。また、サービスの利用対象者がいない項目については、0と見込んでいますが、今後ニーズが発生した際には、近隣市町村のサービス提供事業所との連携を図ります。

## 6. 発達障害者等支援

発達障害者及び発達障害児の早期発見・早期支援には、発達障害者等及びその家族等への支援が重要であることから、保護者等が子どもの発達障害の特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう支援します。

#### 【実績値・見込量】

項目	単位	実績値 (令和5年度は実績見込)			見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
○ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	受講者数 (人/月)	0	0	0	0	0	0
○ペアレントメンターの人数	メンター数 (人/月)	0	0	0	0	0	0
○ピアサポートの活動への参加人数	参加者数 (人/月)	0	0	0	0	0	0

※ペアレント・プログラムとは、主に発達障害の子どもをもつ保護者が子どもとのより良い関わり方を学びながら、日常の子育ての困りごとを解消し、子育てができるよう支援する保護者向けプログラムのことです。また、ペアレントトレーニングとは、主に発達障害の子ども向けプログラムのことです。

※ペアレントメンターとは、発達障害児の子育て経験のある親で、その育児経験を活かし、子育てに不安のある親等に対して相談や助言を行う人のこと。

※ピアサポートとは、障害のある人等で、自らの経験に基づき、同じ目線で、同じような課題に直面する仲間（ピア）である障害者等を支援し、共に問題解決を図る人のことです。

#### 【見込量確保の方策】

現在、サービスの利用対象者がいないため0と見込んでいますが、今後ニーズが発生した際には、近隣市町村のサービス提供事業所との連携を図ります。

## 7. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

### 1) 保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置

保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制の構築を行います。

#### 【実績値・見込量】

項目	単位	実績値 (令和5年度は実績見込)			見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
○1年間の開催回数	開催回数 (回/年)	1	1	1	1	1	1
○保健、医療(精神科医療機関、精神科以外の医療機関別)、福祉、介護等の関係者の参画	参加者数 (人/年)	25	25	25	25	25	25
(うち 保健)	参加者数 (人/年)	0	0	0	0	0	0
(うち 介護)	参加者数 (人/年)	0	0	1	1	1	1
○協議の場における目標の設定状況	目標設定数 (項目/年)	0	0	3	10	10	10
○協議の場における評価の実施状況	実施回数 (回/年)	0	0	1	1	1	1

#### 【見込量確保の方策】

今後も必要に応じた実施体制の確保に取り組みます。

### 2) 障害福祉サービス種別の利用

精神障害者が地域生活への移行を進め、地域の一員として安心して自分らしく暮らすための多様な支援を行います。

#### 【実績値・見込量】

項目	単位	実績値 (令和5年度は実績見込)			見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
○地域移行支援	利用者数 (人/月)	0	0	0	0	0	0
○地域定着支援	利用者数 (人/月)	0	0	0	0	0	0
○共同生活援助	利用者数 (人/月)	1	1	1	1	1	1
○自立生活援助	利用者数 (人/月)	0	0	0	0	0	0



【見込量確保の方策】

今後も必要に応じた実施体制の確保に取り組みます。

## 8. 相談支援体制の充実・強化等に関する活動指標

相談支援体制の充実・強化に向けた取り組みを進めます。

【実績値・見込量】

項目	単位	実績値 (令和5年度は実績見込)			見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
○障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施	実施回数 (回/年)	0	0	0	0	0	0
○地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	指導・助言件数 (件/年)	0	0	0	0	0	0
○地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	支援件数 (件/年)	0	0	0	0	0	0
○地域の相談機関との連携強化の取り組みの実施回数	実施回数 (回/年)	0	0	0	0	0	0

【見込量確保の方策】

今後も必要に応じた実施体制の確保に取り組みます。

## 9. 障害福祉サービス等の質の向上に関する活動指標

障害福祉サービスの質を向上させるための取り組みを推進します。

### 【実績値・見込量】

項目	単位	実績値 (令和5年度は実績見込)			見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
○都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修への市町村職員の参加人数	参加者数 (人/年)	1	0	1	1	1	1
○障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制	体制の有無	無	無	無	無	無	無
○障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制	実施回数 (回/年)	0	0	0	0	0	0

### 【見込量確保の方策】

今後も必要に応じた実施体制の確保に取り組めます。

## 第3章

# 障害児福祉サービス等の見込量と方策

## 1. 通所・訪問系サービス

項目	内容
○児童発達支援	障害のある児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導や知識技能の付与、集団生活の適応訓練等を行います。
○医療型児童発達支援	障害のある児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導や知識技能の付与、集団生活の適応訓練等に加え、治療を行います。
○放課後等デイサービス	学校通学中の障害のある児童に対し、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に実施し、障害のある児童の放課後等の居場所を提供します。
○保育所等訪問支援	保育所等に通う障害のある児童に対し、その施設を訪問し、保育所等のスタッフと連携しながら、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。
○居宅訪問型児童発達支援	重度の障害等の状態であって、外出することが著しく困難な障害のある児童の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導や知識技術の付与、その他必要な支援を行います。

### 【実績値・見込量】

項目	単位	実績値 (令和5年度は実績見込)			見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
○児童発達支援	利用者数 (人/月)	0	0	0	0	0	0
	延利用日数 (人日/月)	0	0	0	0	0	0
○医療型児童発達支援	利用者数 (人/月)	0	0	0	0	0	0
	延利用日数 (人日/月)	0	0	0	0	0	0
○放課後等デイサービス	利用者数 (人/月)	0	0	0	0	0	0
	延利用日数 (人日/月)	0	0	0	0	0	0
○保育所等訪問支援	利用者数 (人/月)	0	0	0	0	0	0
	延利用日数 (人日/月)	0	0	0	0	0	0
○居宅訪問型児童発達支援	利用者数 (人/月)	0	0	0	0	0	0
	延利用日数 (人日/月)	0	0	0	0	0	0

【見込量確保の方策】

現在、サービス利用の対象者がいないため0と見込んでおり、サービス提供体制は整っていませんが、今後ニーズが発生した際には、サービスが提供できるよう対応を検討していきます。

## 2. 相談支援等

項目	内容
○障害児相談支援	サービスを利用する児童に対し、支給決定または支給決定の変更前に障害児支援利用計画案を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行います。
○医療的ケア児の支援を調整するコーディネーターの配置	医療的ケア児の在宅生活に必要な多分野にまたがる支援の利用を調整し、包括的な支援の提供を実現させるとともに、協議の場に参画し、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、医療的ケア児に対する支援のための地域づくりを推進するコーディネーター(相談支援専門員等)を配置します。

【実績値・見込量】

項目	単位	実績値 (令和5年度は実績見込)			見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
○障害児相談支援	利用者数 (人/月)	0	0	0	0	0	0
○コーディネーターの配置	配置数 (人/月)	0	0	0	0	0	0

【見込量確保の方策】

現在、サービス利用の対象者がいないため0と見込んでおり、サービス提供体制は整っていませんが、今後ニーズが発生した際には、サービスが提供できるよう対応を検討していきます。

## 第4章 地域生活支援事業の推進

### 1. 地域生活支援事業の概要

地域生活支援事業とは、障害者及び障害児が、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じ、柔軟な形態により事業を効果的・効率的に実施することを目的としています。

地域生活支援事業には、実施しなければならない必須事業と、自治体の判断で実施することができる任意事業とがあります。

本村においては、必須事業のみ実施しています。任意事業については、今後のニーズの変化を見守りつつ、必要に応じて事業の実施について改めて検討することとします。

### 2. 必須事業

項目	内容
○理解促進研修・啓発事業	障害のある人が日常生活や社会生活を送る中で起こる「社会的障壁(バリア)」を取り除くため、障害のある人への理解を深めるための研修や啓発活動を通じて、地域住民へ働きかけます。
○自発的活動支援事業	障害のある人が自立した生活を送ることができるよう、障害のある人やその家族、ボランティア活動団体、地域住民等による自発的な取り組みを支援します。
○相談支援事業	障害のある人等の相談に応じ、必要な情報の提供や助言その他の障害福祉サービスの利用支援等を行います。また、権利擁護のために必要な援助を行います。 ① 基幹相談支援センター等機能強化事業 市町村等における相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を基幹相談支援センター等に配置することや、基幹相談支援センター等が地域における相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援を行うことや、地域移行に向けた取り組み等を実施することにより、相談支援機能の強化を図ります。 ② 住宅入居等支援事業(居住サポート事業) 賃貸契約による一般住宅(公営住宅及び民間の賃貸住宅)への入居を希望しているものの保証人がいない等の理由により入居が困難な障害者等に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障害者等の地域生活を支援します。

【実績値・見込量】

項目	単位	実績値 (令和5年度は実績見込)			見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
○理解促進研修・啓発事業	実施の有無	無	無	無	無	無	無
○自発的活動支援事業	実施の有無	無	無	無	無	無	無
○相談支援事業							
基幹相談支援センター	設置の有無	無	無	無	無	無	無
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	無	無	無	無	無	無
住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	無	無	無	無

項目	内容
○成年後見制度利用支援事業	障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障害者または精神障害者に対し、成年後見制度の利用を支援します。
○成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、法人後見の活動を支援します。
○意思疎通支援事業	聴覚・言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害のある人等に、手話通訳者等の派遣を行い、意思疎通の円滑化を図ることを目的に実施します。
○日常生活用具給付等事業	重度障害のある人等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付または貸与することにより、日常生活の便宜を図ることを目的に実施します。
○手話奉仕員養成研修事業	聴覚障害のある人等のコミュニケーションを保障する上で必要となる手話通訳者等を確保するために、聴覚障害、聴覚障害のある人の生活及び関連する福祉制度等についての理解と認識を深めるとともに、手話技術の習得を目指します。
○移動支援事業	屋外での移動が困難な障害のある人等の外出のための移動支援を行うことにより、地域における自立生活や社会参加を促すことを目的に実施します。
○地域活動支援センター機能強化事業	障害者等を通わせ、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する地域活動支援センターを設置し、機能の強化を図ります。

【実績値・見込量】

項目	単位	実績値 (令和5年度は実績見込)			見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
○成年後見制度利用支援事業	利用者数 (人/年)	0	0	0	1	1	1
○成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	無	無	無	有	有	有
○意思疎通支援事業							
手話通訳者等 利用件数	利用件数 (件/年)	0	0	0	0	0	0
手話通訳者設置 人数	設置人数 (人/年)	0	0	0	0	0	0
○日常生活用具給付等事業	給付等件数 (件/年)	1	1	1	1	1	1
○手話奉仕員養成 研修事業	講習修了者数 (人/年)	0	0	0	0	0	0
○移動支援事業	利用者数 (人/月)	0	0	0	0	0	0
	延利用時間 (時間/月)	0	0	0	0	0	0
○地域活動支援センター機能強化 事業	実施箇所数 (カ所)	0	0	0	0	0	0
	利用者数 (人/月)	0	0	0	0	0	0

【見込量確保の方策】

現在、ニーズがない、もしくは社会基盤が整わないため未実施の事業がありますが、今後ニーズが発生した際には、近隣市町村と連携し、事業を実施することを検討していきます。

**各論Ⅲ：  
計画の推進にあたって**



# 第1章 計画の推進体制等について

## 1. 総合的な取り組みの推進

本計画を実施していくために、福祉部門はもちろん、その他の関連各課と相互に施策について連携・ネットワークの構築を図り、障害のある人に向けた施策の総合的な取り組みを推進します。

## 2. 地域における住民・関係団体との連携

障害のある人の地域移行や就労支援を進めるためには、行政だけでなく地域住民や関係団体、村内の事業所等との協力が重要であるため、地域において連携を取り、計画を推進していきます。

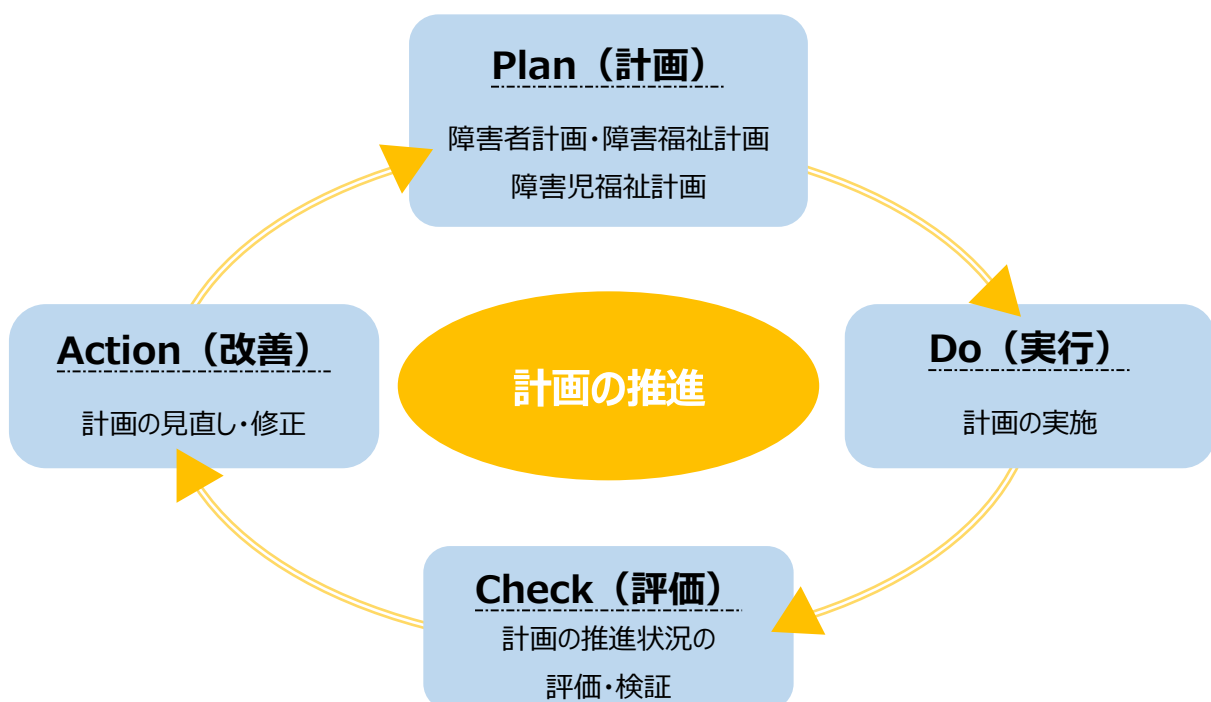
## 3. 国・県・近隣市町村との連携

本計画の事業を実施していくためには、村内の事業所のみでは対応が難しいため、近隣市町村や県と協力し、広域に対応していくことが必要となります。

また、今後の制度の改正への適切な対応も重要となるため、県・国と連携しながら、制度の変化を考慮した施策の展開に努めます。

## 4. 計画達成状況の点検及び評価

Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）を繰り返すマネジメント手法である「PDCA サイクル」の考え方を活用し、計画の効果的で速やかな実行を図るとともに、評価と改善を十分に行い、実効性のある計画を目指します。



**丹波山村第4次障害者計画及び  
第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画**

発行日：令和6年3月

発行：丹波山村 住民生活課

〒409-0300 山梨県北都留郡丹波山村 2450 番地

TEL：0428-88-0211 FAX：0428-88-0207

URL：<https://www.vill.tabayama.yamanashi.jp>

丹波山村